



災害補償課 連日の訓練の負荷によると思われる負傷について

消防団員が、数か月にわたりほぼ連日消防操法訓練を行う中で、膝に違和感を覚えそれが徐々に痛みに変わってきたがその痛みを我慢して訓練を続けた。しかし、操法大会の直前になって、結局痛みを耐えきれず整形外科医を受診し、膝内障と診断された。なお、当該団員は、その間も通常どおり日常生活や仕事を続けていた。このような場合における公務災害の該当可否の取扱いについて御教示願います。

消防団員の負傷については、その発生が外面的で可視的であり、おおむね医学的判断を要しないで公務と負傷との間の相当因果関係(公務起因性)を判断することができることから、原則として公務遂行性が認められる場合には公務災害に該当するものと判断しています。

ただし、数か月にわたりほぼ連日消防操法訓練を行う中で、徐々に進行し、あるとき痛みが出現した膝内障、肉離れ等の負傷については、その発生が内面的で不可視的であることや、その発生について私生活上の出来事等が相対的に有力な原因となった場合もあり得ることから、次に掲げる事項について確認した上で、公務遂行性が認められ、かつ、公務起因性を否定する私生活上の出来事等の反証事由が認められない場合に、公務災害に該当するものと判断しています。

- ① 傷病名(消防団員に発生した災害を確定する必要があるため)
- ② 訓練開始日
- ③ 訓練開始日から初診日までの間に、被災団員が実際に参加した訓練の日数
- ④ 1日当たりの訓練時間
- ⑤ 被災団員の訓練時の役割(何番員、指導者等)
- ⑥ 訓練以外(日常生活、仕事上等)には負傷の原因となり得る出来事や身体的負荷がないことについての被災団員の申立て
- ⑦ 過去の既往歴(素因等となり得るものがないかどうかを確認するため)

なお、事案の内容によっては、更に主治医(治療担当医)の医学的所見等を求めた上で、専門医の医学的知見を得て公務災害の該当可否を判断することがあります。

したがって、連日の訓練の負荷によると思われる負傷が発生した場合には、少なくとも上記①～⑦を網羅した消防団員等災害発生速報を提出されるようお願いします。

このような負傷は、例年、操法大会が近づくこれからの時期に多くなる傾向が見られます。また、毎年、せっかく痛みをこらえて訓練を続けてきたのに、結局痛みが激しくなり操法大会に出場できなかったという消防団員の方々が少なからずいらっしゃいます。

消防団事務担当者におかれましては、このような事態を招かないためにも、消防団員の方々に對し、訓練等を行う前にはウォーミングアップをしっかりと行い、心身の違和感を感じた場合には早期に医療機関を受診するよう御指導いただきますようお願いいたします。